

文部科学省独立行政法人評価委員会から通知された 業績勘案率（案）について

1 通知された勘案率案の内容

(1) 対象者内訳（3法人、8人（理事4人・監事4人））

- ・ 教員研修センター（監事：平成17年3月31日退職）
- ・ 物質・材料研究機構（理事：平成17年9月5日退職）
（理事：平成17年3月31日退職）
（監事：平成17年3月31日退職）
- ・ 理化学研究所（理事：平成17年3月31日退職）
（理事：平成17年9月30日退職）
（監事：平成17年9月30日退職）
（監事：平成17年6月23日退職）

(2) 業績勘案率（案）

いずれも「1.0」

2 勘案率の決定方法（別紙1）

- 勘案率の決定方法は、「「業績勘案率」の評価を行うに当たっての基本的考え方」（平成16年12月16日文部科学省独立行政法人評価委員会決定）に基づくものであり、当分科会の方針に沿ったもの（別紙2及び下表）
- 具体的には、「年度評価結果に基づく機関業績勘案率」と「付随的なものとしてウエイト付けした個人業績勘案率」の合計値である基礎業績勘案率を求め、更に在職時に受けた役員報酬や目的積立金の水準との整合性も勘案した上で、最終的な勘案率として決定する方式。
- 通知された上記3法人8人の退職役員に係る勘案率案についても、文部科学省評価委員会の関係部会において、この方式により検討・審議し、業績勘案率を「1.0」として最終決定している。（別添資料）

基本的考え方における決定方法の主な内容は、次のとおり

独法評価分科会の方針	決 定 方 法
<p>2-① 退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっていること。</p> <p>2-③ 業績勘案率算定に当たっての法人の個々の評価結果のウェイト付けが適切であること。</p> <p>2-⑧ 理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定されていること。</p>	<p>機関実績勘案率は、「年度実績評価」の結果における項目別評価を当該役員の職責に応じ適切にウェイト付けし、通常の業績に比して明確に差が生じる適切な換算表に従い0.0～2.0の間で算出するものとしている。</p> <p>(基本的考え方2(2))</p>
<p>2-⑤ 退職役員の個人的な業績を考慮する場合、考慮の程度が付随的なものとなっており、法人等の業績に比べて重視しすぎていないこと。</p>	<p>「個人業績勘案率β」との配分率は、個人的な業績が付随的なものであることを考慮し、0.25を超えないこととしている。</p> <p>(基本的考え方2(1))</p>
<p>2-④ 在職時に受けた役員報酬に対する法人等の業績等の反映状況と整合的であること。</p> <p>2-⑦ 退職役員の在職期間における目的積立金の額に照らして適切な水準であること。</p>	<p>最終的な業績勘案率は、①在職時に受けた役員報酬に対する法人及び個人の業績の反映状況②目的積立金の積立状況を勘案して決定することとしている。</p> <p>(基本的考え方1(1))</p>

3 当委員会の意見案

「意見なし」

(案)

政 委 第 〇 〇 号
平成17年12月〇〇日

文部科学省独立行政法人評価委員会

委員長 渡 邊 正太郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹 羽 宇一郎

「文部科学省所管の独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率 (案) について」について (意見)

「文部科学省所管の独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率 (案) について」(平成17年12月8日付け17独評委第10号)をもって貴委員会から通知のありました業績勘案率 (案) については、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)に沿っているものであり、特に意見はありません。

(別紙 1)

文部科学省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率(案)の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		算定内容				業績勘案率 (案) ϵ (ϵ 調整後)	
		機関連業 勘案率 α	個人業績 勘案率 β	基礎業績 勘案率 ϵ , ※ (0.75α $+0.25\beta$)	調 整	目 的			
教員研修センター 物質・材料研究機構	監事	H16.1.1~H17.3.31	H13.4.1~	1.1	1.0	1.0	なし	なし	1.0
	理事	H16.7.15~H17.9.5	H16.7.15~	1.1	1.4	1.2	なし	なし	1.0
	理事	H16.1.1~H17.3.31	H15.4.1~	1.2	0.9	1.1	なし	なし	1.0
	監事	H16.1.1~H17.3.31	H15.4.1~	1.2	1.2	1.2	なし	なし	1.0
理化学研究所	理事	H16.1.1~H17.3.31	H15.10.1~	1.0	1.1	1.0	なし	なし	1.0
	理事	H16.1.1~H17.9.30	H15.10.1~	1.0	1.1	1.0	なし	なし	1.0
	監事	H16.1.1~H17.9.30	H15.10.1~	1.1	1.0	1.1	なし	なし	1.0
	監事	H16.1.1~H17.6.23	H15.10.1~	1.1	1.0	1.1	なし	なし	1.0
3法人	8人								

※「基礎業績勘案率 ϵ 」の算定式中、「0.75」は機関連業業績勘案率のウェイト、「0.25」は個人業績勘案率のウェイトを示す。

(別紙2)

「業績勘案率」の評価を行うに当たっての基本的考え方

※下線部は、当独法分科会の方針を反映した部分

平成16年12月16日

文部科学省独立行政法人評価委員会

1. 「『業績勘案率』の評価を行うに当たっての基本的考え方」の見直しについて

「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成15年12月19日閣議決定）を受けて、文部科学省所管の各独立行政法人においては役員退職手当規定の改正を行った。また、業績勘案率の策定の考え方について、平成16年3月24日に開催された第14回文部科学省独法評価委員会（以下「評価委員会」という。）において「『業績勘案率』の評価を行うに当たっての基本的考え方（以下、「基本的考え方」と言う。）」を決定した。

一方、7月23日に総務省政策評価・独法評価委員会において「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」が決定された。本決定では、業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並にするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0を基本とすることとされており、各府省評価委員会からの通知が1.0を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、総務省政策評価・独法評価委員会としては、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績の反映重視を基本に厳しく検討を行うこととされている。

上記を踏まえ、評価委員会として基本的考え方を以下の通り見直すこととする。

2. 「業績勘案率」の決定

(1) 「業績勘案率 ε 」の算出

「機関実績勘案率 α 」と「個人業績勘案率 β 」との配分率 x 、 y （注。各法人の特性・役員の職責に応じ決定。【観点⑧】 ただし、個人的な業績が付随的なものであることを考慮し、 y は0.25*1を超えないこととする。【観点⑤】）を乗じ、「基礎業績勘案率 ε' 」を求める（小数点第一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）。

$$\varepsilon' = x\alpha + y\beta \quad (\text{但し } x + y = 1, 1 > x \geq 0.75, 0.25 \geq y > 0)$$

ε' : 基礎業績勘案率

α : 機関実績勘案率

β : 個人業績勘案率

x : 機関実績勘案率の配分率

y : 個人業績勘案率の配分率

*1: 例えば、労務行政研究所2003年調査「役員報酬・賞与、退職金調査」労政時報第3588号によると、民間企業における基本退職慰労金に対する個人業績を勘案した功労加算の割合は、基本退職慰労金の30%以内が圧倒的に多いと報告されている。この場合、退職金における個人業績の寄与度は最大で約23%（=30/130）となっている。

- 評価委員会は ε' に基づき、以下の点を勘案して当該役員の ε を決定する。
- ① 在職時に受けた役員報酬に対する法人及び個人の業績の反映状況【観点④】
 - ② 目的積立金の積立状況（ ε が 1.5 を超える場合は、原則として在職期間のいずれかの年度に目的積立金を積み立てたことが必要であることとする。）【観点⑦】

(2) 「機関実績勘案率 α 」の算出

当該役員が在職した期間に係る「年度実績評価」に基づく各年度の機関実績勘案率を、その在職月数に応じ加重平均して求めた率を α とする（小数点第一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）。

各年度の機関実績勘案率は、「年度実績評価」の結果における項目別評価を当該役員の職責に応じ適切にウェイト付けし【観点③⑧】、通常の業績に比して明確に差が生じる適切な換算表に従い【観点①】 0.0～2.0 の間で算出するものとする。（適切な換算表の参考例（別添1））

なお、役員が退職した日の属する「年度実績評価」が確定していない場合、当該年度の機関実績勘案率は、その前年度の機関実績勘案率その他の明確な方法により算出することとし、当該方法の適用につき合理的な説明を要することとする。【観点②】

(3) 「個人業績勘案率 β 」の算出

当該役員の任期中の個人的な業績に関し、予め当該法人の長が評定を行った結果も参考にしつつ、評価委員会が評価し、当該役員の個人業績勘案率 β を 0.0～2.0 の間で決定することとする。（個人的な業績評価の観点の参考例（別添2））【観点⑤】

3. 通知の手続き等

- (1) 評価委員会は、「業績勘案率」を決定するに当たり、予め総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。
- (2) 評価委員会は、「業績勘案率」が 1.5 を超え、又は 0.5 を下回る場合には、速やかに文部科学大臣に通知する。（注. 文部科学大臣は評価委員会から通知を受けた場合は、内閣官房長官に通知することとしている。）
- (3) 本「考え方」については、今後行われる業績勘案率の決定の状況等を踏まえ、必要に応じ見直すこととする。

(参考)

役員退職金に係る業績勘案率に関する方針

平成16年7月23日

政策評価・独立行政法人評価委員会

独立行政法人評価分科会決定

役員退職金に係る各府省独立行政法人評価委員会からの業績勘案率の通知に対し、政策評価・独立行政法人評価委員会として意見を述べる際の当分科会の検討に当たっては、以下の方針とする。

1. 業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並にするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0を基本とする。
2. 各府省独立行政法人評価委員会からの通知が1.0を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、当分科会としては、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績（以下「法人等の業績」という。）の反映重視を基本に、以下の観点から厳しく検討を行う。
 - ① 退職役員の内職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっていること。
 - ② 業績勘案率算定時に内職期間に係る年度評価結果が確定していない場合、当該期間の法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定していること。
 - ③ 業績勘案率算定に当たっての法人の個々の評価結果のウェイト付けが適切であること。
 - ④ 内職時に受けた役員報酬に対する法人等の業績等の反映状況と整合的であること。

- ⑤ 退職役員の個人的な業績を考慮する場合、
- 考慮の程度が付随的なものとなっており、法人等の業績に比べて重視しすぎていないこと。
 - 過去の役員の通常の業績とは差があったことを客観的・具体的根拠によって認定していること。
 - 個人的な業績を考慮して業績勘案率を変動させる幅について、過去の役員の通常の業績との差に対応した明確な基準が定められていること。また、客観的・具体的根拠によってその幅を決定していること。
 - 役員任期中における、法人役員としての固有の業務に関する個人的な業績であること。
- ⑥ 法人等の特筆すべき活動等の要素を業績勘案率の算定に当たって考慮すべき特段の事情があるとされている場合、当該要素を考慮することが妥当であること。
- ⑦ 退職役員の在職期間における目的積立金の額に照らして適切な水準であること。
- ⑧ 理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定されていること。
- ⑨ 各府省独立行政法人評価委員会において、客観的資料を基に、十分な体制、時間をもって審議されていること。業績勘案率は、結果として、業績に応じて弾力的なものであること。また、決定された業績勘案率及びその理由が公表されること。